



海老名市監査委員告示第5号

平成26年1月23日付け告示第1号において公表した海老名市職員措置請求の監査結果に基づき、別紙のとおり市長から措置の通知があったので、地方自治法第242条第9項の規定により公表する。

平成26年3月20日

海老名市監査委員 三田 弘道



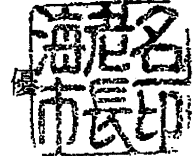


海文発第11号

平成26年3月20日

海老名市監査委員 三田 弘道 殿

海老名市長 内 野



地方自治法第242条第4項に基づく勧告に対する措置について（通知）

このことについて、監査委員の勧告に基づき平成26年2月28日付けで10,000円の納入通知書を内野優に発行しましたので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。